

○龍ヶ崎市U34賃貸住宅更新等補助金交付要綱

令和6年5月24日

告示第96号

(趣旨)

第1条 この要綱は、賃貸住宅に居住する子育て世帯を経済的に支援することで、若者の活躍支援及び龍ヶ崎市（以下「市」という。）の定住人口の獲得に繋げ、活力に満ちた元気なまちづくりを推進するため、対象となる世帯に対し、予算の範囲内において龍ヶ崎市U34賃貸住宅更新等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 対象者及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）のいずれかが第5条の規定により補助金の交付の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する年度の4月1日現在において、35歳未満であること。
- (2) 対象者等が属する世帯に5歳未満（申請日の属する年度の4月1日（当該日以後出生した者にあっては、申請日）現在の年齢をいう。）の子（対象者等のいずれかの子に限る。以下同じ。）がいること。
- (3) 申請日において、対象者等及び子のいずれも住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市に住民登録を行っており、かつ、同居していること。
- (4) 対象者等のいずれかが令和6年1月1日以後に市内において居住を目的とした賃貸住宅の賃貸借契約（当該賃貸住宅における契約の更新又は当該賃貸住宅の更新時期に伴う他の賃貸住宅への市内転居に限る。以下「賃貸借契約」という。）を不動産会社等と締結していること。
- (5) 対象者が申請日から起算して2年以上市に居住する意思を有す

ること。

- (6) 申請日において、対象者等及びその世帯に属する者のいずれも市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料を滞納していないこと。
- (7) 対象者等のいずれも暴力団等の反社会的勢力の構成員でないこと又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと。
- (8) 外国人にあっては、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (9) 対象者等のいずれも過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、ひとり親家庭の母又は父である者は、対象者とすることができる。この場合において、同項第1号中「対象者及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）のいずれか」とあるのは、「対象者」と、同項第2号中「対象者等が」とあるのは、「対象者が」と、「対象者等のいずれか」とあるのは、「対象者」と、同項第3号中「対象者等」とあるのは、「対象者」と、同項第4号中「対象者等のいずれか」とあるのは、「対象者」と、同項第6号中「対象者等」とあるのは、「対象者」と、同項第7号及び第9号中「対象者等のいずれも」とあるのは、「対象者が」と、次条中「対象者等」とあるのは、「対象者」と読み替えるものとする。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、5万円とする。ただし、対象者等が賃貸借契約を締結した日から申請日までに市内で商品の購入及び役務の提供の対価として支払った額（以下「加算額」という。）を加算するものとし、当該加算額は2万円を限度とする。

（加算額の対象とならない商品及び役務の提供）

第4条 次の各号に掲げる商品及び役務の提供については、加算額の対象としない。

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (4) 国税、地方税、使用料等の公租公課
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの（交付申請及び請求）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、龍ヶ崎市 U34 賃貸住宅更新等補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の謄本（続柄が記載されたものに限る。）の写し
- (2) 賃貸借契約を証する書類
- (3) 対象経費内訳一覧（様式第 2 号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、賃貸借契約を締結した日から起算して 2 年及び次条に規定する交付決定を受ける年度の 3 月 15 日までに行わなければならない。

（交付の決定及び通知）

第 6 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、龍ヶ崎市 U34 賃貸住宅更新等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定をした者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、龍ヶ崎市 U34 賃貸住宅更新等補助金交付決定取消通知書（様式第 4 号）により、交付決定者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定者が正当な理由なく申請日から起算して2年未満の期間に市から転出したとき、又は居住を中止したとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者に当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を命じられた交付決定者は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、改正後の龍ヶ崎市U34賃貸住宅更新等補助金交付要綱の規定は、同日以後に行う申請について適用する。